

また之を改めて、凡そ政治は世祖の定制に従ふといふ口實で、州縣官の管領を廢し、各路達魯花赤及び總管の提調に歸せしめることゝなつたのは、初めに引いた經世大典站赤六、泰定元年三月三日の通政院使察乃脫兒赤顏等の奏に見える通りである。但しこの奏には、至治三年英宗が五臺に幸した時に、左丞速速や同知不顏が建議して、州縣をして站赤を提調せしめることゝなつたと見えて居るけれども、元史にはこの年英宗が五臺に幸したことは見えなく却りてその前年、即ち至治二年のことゝしてこれを記してゐるから、或は三は二の誤であるかと思ふ。

之を要するに、かく頻々として繰返された各地の驛站管理についての地方機關の變改は、管理の實施上の便利とそれから生ずる弊害を除かうとする努力との交錯の結果に外ならなかつたと思はれる。何となれば、前に述べた如く管理の實際上から言へば、直接各地の行政を掌つて居る州縣官にこれを委ねることが便利であることは無論であるが、然も各驛站には各々糧食・馬・牛・薪炭の類を始め、諸種の物質が常備せられてあり、それが常に州縣卑官の飽く無き貪求の目的物となつたことは屢々記録に見えて居る通りであつて、その爲に站戸の消乏を來し、驛站の設備の不足を見ることゝなるので、この便利を捨て、特に各路の管民官にこれを管理させ、これを通政院や兵部で監督することにして、この弊害を除くことに力めたのである。併しながらかくすれば廣く各地に棋布する驛站を管理提調する上に不便が生じると共に、州縣官はその所管外の站戸に對しても種々の雜税を負擔させ、徵收を重加するので、矢張り站戸の疲弊を招致する結果となつて來る。そこで更にまた驛站の管理を州縣官の手に移してこの不便と負擔重加の弊害とを無からしめようとする、新たに前記の有様に立ち返るので、またもや同一の改正を試みることになり、かくて同じ次第を幾度も繰り返したに外ならなかつたと考へる。